

城西大学・城西短期大学利益相反管理委員会に係る規程

〔 決 定 日：平成 30 年 2 月 27 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
（平成 29 年度（城）規程第 7 号） 〕

（目的）

第 1 条 本規程は、城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）業務規則第 57 条に基づき、本学における利益相反管理委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営、その他必要な諸事項について定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究担当、兼研究倫理委員会委員長）
- (2) 教務部長
- (3) 学長が指名する、大学院研究科長（1 名）
- (4) 学長が指名する、研究倫理委員会委員（2 名）
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

（選出）

第 3 条 委員長は、委員の中から学長が指名する。

2 副委員長は、必要に応じて、委員の中から委員長が指名する。

（委員長等）

第 4 条 委員長は、本委員会を代表し、その職務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

（審議）

第 6 条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における利益相反マネジメントの施策に係る事項
- (2) 利益相反に関する調査及び審議に係る事項
- (3) 本学学長が諮問する事項
- (4) その他、利益相反に係る事項

（会議）

第 7 条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 本委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員は、自らが利益相反等に関連するときは、当該審議及びその判定に加わることはできない。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を認め、その意見又は説明を求めることができる。

(議決)

第 8 条 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(報告)

第 9 条 委員長は、本委員会の審議結果について、学長への報告を行う。

(守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た情報について、恒久的に守秘義務を負うとともに、これを不正に利用してはならない。

2 本委員会に出席した委員以外の者及び事務は、前項の定めに従うものとする。

(議事録)

第 11 条 本委員会は議事録を作成し、これを保管する。

(事務)

第 12 条 本委員会に係る事務は、学務課が行う。

(その他)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に係る事項については、必要に応じて別に定めることができる。

附 則 (平成 29 年度 (城) 規程第 7 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。